# 府令・省令

**○内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号**

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）の一部の施行に伴い、農商工等連携事業計画の認定等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

内閣総理大臣　野田　佳彦
総務大臣　川端　達夫
財務大臣　安住　淳
厚生労働大臣　小宮山洋子
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　前田　武志

農商工等連携事業計画の認定等に関する命令の一部を改正する命令

農商工等連携事業計画の認定等に関する命令（平成二十年内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、令第一号）の一部を次のように改正する。

第五条第五項中「、第十四条」を削る。

**附　則**

この命令は、平成二十四年四月一日から施行する。

**○内閣府、総務省、文部科学省令第二号**

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十六条の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

内閣総理大臣　野田　佳彦
総務大臣　川端　達夫
文部科学大臣　平野　博文

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令

地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年総理府・文部省・自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第二十三号の注意事項3⑴ア及びイ中「平成24年3月31日」を「平成25年3月31日」に改める。

**附　則**

1　この命令は、平成二十四年四月一日から施行する。

2　この命令の施行の際現に交付されているこの命令による改正前の別紙様式第二十三号による特別療養証明書は、この命令による改正後の別紙様式第二十三号の様式によるものとみなす。

# 省令

**○総務省令第二十二号**

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第三十八条第一項において準用する同法第二十六条及び地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十三条第一項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の地方公務員等共済組合法第百六十七条第二項の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

総務大臣　川端　達夫

地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令

（地方公務員等共済組合法施行規則の一部改正）

**第一条**　地方公務員等共済組合法施行規則（昭和三十七年自治省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第六条第四項を次のように改める。

4　保健給付経理は、市町村連合会を組織する組合が法第百十二条第一項第一号及び第一号の二並びに法第百十二条の二に規定する事業を円滑に行うために市町村連合会が行う事業に関する取引を経理するものとする。

第十一条の三を次のように改める。

（保健給付経理からの資金の繰入れ）

**第十一条の三**　市町村連合会は、保健給付経理の財源を第十一条の四第二項において準用する施行規程第六条第一項第六号に規定する宿泊経理に繰り入れることができる。

第十一条の四第二項中「第六条第一項第一号から第三号まで」を「第六条第一項第一号から第四号まで、第七条の二第二項」に改め、「この場合において」の下に「、施行規程第六条第二項中「主務大臣」とあるのは「総務大臣」と」を加え、「施行規程第七条の二第一項中「保健経理」とあるのは「保健給付経理」と、施行規程第十二条第二項」に、「同項第七号中」を「同項第六号中」に、「「前項」とあるのは「」を「主務大臣」とあるのは「総務大臣」と、「前項」とあるのは「前項及び」に改める。

第十一条の七の二第六号中「第四十八条の九の十三」の下に「又は第五十六条の八十九の九」を加え、同条第七号中「第四十八条の九の十四」の下に「又は第五十六条の八十九の十」を加える。

附則第四条の二を削る。

別表第一号表第一号表の三資産、負債及び資本勘定科目（貸借対照表勘定科目）貸方の項中

「

| | |
|---|---|
| 未払消費税 | |

」を

「

| | |
|---|---|
| 短期借入金 | 何々経理より借入金 |
| 未払消費税 | |

」に改め、

同表利益及び損失勘定科目（損益計算書勘定科目）貸方の項中「災害給付経理より繰入」を「団体信用生命保険経理より相互繰入」に改める。

（地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

**第二条**　地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十三年総務省令第五十二号）の一部を次のように改正する。